

安全・安心通信

区役所



「ひったくり防止 キャンペーン」のお知らせ

自転車でお越しいただいた方に、ひったくり防止カバーの無料取り付け(先着100名)を実施します。

日時 ①9月9日(水)・②9月30日(水)
各日10時30分～取り付け

場所 ①今津南公園(今津南3-3)
②茨田西コミュニティ広場(諸口6-16-38)

定員 ①②100名(先着順)



※前カゴにひったくり防止カバーがついていない自転車に限ります
※カゴの種類によっては、取り付けできない場合があります
※荒天などにより中止になることがあります(当日9時までに判断します)
※なくなり次第終了

問合せ 市民協働課(地域安全防犯担当)
1階⑧番 ☎06-6915-9166



警察署



令和8年 秋の交通安全運動

(運動期間9月21日～30日)

自動車安全運転講習会 開催のお知らせ

日時 ①9月7日(月)・②9月9日(水)
各日11時～12時(10時30分～受付開始)

場所 ①茨田東福祉会館
②茨田福祉会館

※講習会場には駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮願います
※講習受講カードをお持ちの方は、ご持参ください



問合せ 鶴見警察署
☎06-6913-1234 FAX 06-6913-1869

消防署



高齢者セーフティネット 強化月間です!

消防局では高齢者を火災などの災害から守るため、敬老の日が含まれる9月を「高齢者セーフティネット強化月間」と定めています。

- 市内において住宅火災による死者の約8割が65歳以上の高齢者!
- 住宅内事故※による傷病者の大半が65歳以上の高齢者!

※住宅内事故とは、料理中にやけどをしたり、住宅内で物や敷居の段差につまずいて転倒したり住宅内で発生する事故です

住宅火災による死者や 住宅内事故を防ぐには…

- 1 住宅用火災警報器を設置する
- 2 コンロを使うときは
裾や袖の広がっている衣類を着ない
- 3 常に部屋の中を整理整頓する
- 4 階段を使用するときは電気をつける

ご自身でできることから始め、
火災や住宅内事故を防ぎましょう!



問合せ 鶴見消防署
☎06-6912-0119 FAX 06-6912-6043

令和8年 秋の鶴見交通安全大会・関目自動車学校

警察、役所、消防、高校などが協賛し、鶴見区の交通事故を無くすため関目自動車学校において体験型の安全講習会を実施します。子どもから大人までご参加できます。**白バイ・パトカー・消防車・青色防犯パトロール車**などと**記念撮影**や**自転車安全教室**なども実施します。ぜひともこの機会にご参加ください。

日時 9月26日(土)10時～12時30分 **場所** 関目自動車学校

内容 こども自転車教室・輪投げ・キックターゲット・飲酒ゴーグル・バスケットボール・ストラックアウト・電動キックボード・AED講習・安全講話等

主催 鶴見警察署 **共催** 鶴見区役所・鶴見消防署・鶴見商業高等学校・関目自動車学校

問合せ 市民協働課(市民協働) 1階⑧番 ☎06-6915-9166



つるりっぷの防災講座

災害用伝言ダイヤル171をご存知ですか

災害時は電話がつながりにくくなります。そんな時に役立つのが、**災害用伝言ダイヤル(171)**。被災地の方が音声メッセージを「録音」し、離れた家族等が「再生」して安否確認できるサービスです。



伝言の録音方法 171にダイヤル ▶ 録音のときは 1 (説明が流れる)
▶ 自宅などの電話番号 ▶ メッセージの録音

伝言の再生方法 171にダイヤル ▶ 再生のときは 2 (説明が流れる)
▶ 連絡をとりたい方の電話番号 ▶ メッセージの再生

災害に備えて、
利用方法を事前に
確認できます!

体験利用日(無料)
●毎月1日及び15日 0時～24時
●防災週間(8月30日9時～9月5日17時)

体験利用については
こちら ▶



鶴見区役所では、災害発生時に区役所と区民(地域)の役割や活動内容を明確にした「**鶴見区防災計画**」を策定しています。詳しくはホームページをご覧ください。

鶴見区
防災計画は
こちら ▶



問合せ 市民協働課(市民協働) 1階⑧番 ☎06-6915-9846

千カツキョウだっ!全員集合

9月

イベントカレンダー

※日程などは変更となる場合があります。
詳細は各地活協にお問い合わせください

13日(日)	茨田南	スリーアイズ大会／茨田南小学校
27日(日)	鶴見	はぐくみ防災教室／鶴見南小学校
27日(日)	今津	避難所開設訓練／今津小学校
27日(日)	茨田南	避難所開設訓練／茨田南小学校

問合せ 鶴見区まちづくりセンター ☎06-6967-8931

気の合う仲間と
出会えるかな～



古い住宅の解体・建替え費用を補助します!

一定の要件を満たす解体・建替えについて補助します
(限度額あり)。



①解体

対策地区内において、幅員4m未満の道路等に面する昭和25年以前建築の木造住宅を解体する場合、解体費の一部を補助。

詳しくは
こちら ▶



②戸建住宅への建替え

対策地区内において、狭小敷地等を解消するために平成30年4月1日以降に隣地を取得し、戸建住宅に建替える場合、設計費、解体費、工事監理費等の一部を補助。

詳しくは
こちら ▶



詳細は都市整備局ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問合せ 都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口
☎06-6882-7053

※問い合わせ可能日時:平日・土曜9時～17時30分、祝日10時～17時
休業日:火曜(祝日の場合は翌日)・日曜、祝日の翌日(月曜の場合を除く)、年末年始